

奈良県訓令第七号

福祉医療部医療政策局

麻薬取締員証規程（平成十五年九月奈良県訓令第二号）の一部を次のように改正し、
令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

令達先中「福祉医療部医療政策局」を「福祉保険部医療政策局」に改める。